

2025年10月

お客さま各位

大阪商工信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者への お振込みについて

昨今、インターネットバンキングにおける不正送金をはじめ、SNS型投資詐欺や架空料金請求詐欺等の特殊詐欺において暗号資産交換業者や資金移動業者の口座へ送金される事例が多発しております。

当金庫では、このような情勢を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止等の観点から暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人（法人口座を含む）と異なる依頼人名で行うお振込みをお断りする場合がございます。

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど、不正送金（振込）防止のための送金（振込）理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただきます。お客さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【振込依頼人名変更の具体例】

口座名義の前後に数字を追加した場合は制限の対象になりません。

振込可否	依頼人名変更有無	口座名義	振込依頼人名
振込可	変更なし	ショウコウ タロウ	ショウコウ タロウ
振込可	変更なし	ショウコウ タロウ	12345 ショウコウ タロウ
振込不可	変更あり	ショウコウ タロウ	ショウコウ ハナコ

以上